

# マイナポイント第2弾対象の マイナンバーカード申請は 9月30日(金)まで

今月の  
イチ面



国では、マイナンバーカードの普及促進とともに、キャッシュレス決済サービスによる消費喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナポイント第2弾を実施しています。対象は、9月30日までにマイナンバーカードを申請した人とすでに持っている人です。希望する人は、早めに申請しましょう。

## マイナンバーカードの申請 市民課 ☎ 782-9922・☎ 775-9827

マイナンバーカードの申請は、市民課で随時受け付けています。職員が写真撮影と、マイナンバーカードの申請補助をします。



申請の流れ

本人確認

申請書記入

顔写真撮影

申請

### ■各支所、尾山台出張所でも受け付け

時・所下表のとおり 市内に住民票がある人 本人確認ができる物(自動車運転免許証、健康保険証など)、個人番号カード交付申請書・通知カード(ある人だけ)

※マイナポイントの申請はできません。

| とき           | ところ    |
|--------------|--------|
| 9/1(木)・14(水) | 原市支所   |
| 9/2(金)・16(金) | 大谷支所   |
| 9/5(月)・13(火) | 上平支所   |
| 9/6(火)・15(木) | 尾山台出張所 |
| 9/7(水)・20(火) | 大石支所   |
| 9/9(金)・21(水) | 平方支所   |

### ■スマートフォンからも簡単に申請

申請書ID(23桁)を持っている人はスマートフォンからも申請できます。

※申請書IDを持っていない人は、市電子申請・届出サービスから電子申請または電話で市民課に問い合わせてください。



マイナンバーカード申請サイト

この番号を使用します。



市電子申請・届出サービス

## マイナポイント第2弾

行政経営課 ☎ 775-3963・☎ 776-8873

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

(ダイヤル後、5番を選択)

マイナポイントは、決済サービスのポイントとして受け取れます。申し込みできる決済サービスは、総務省マイナポイント事業ホームページをご覧ください。



### ■マイナポイントの受け取り方

令和5年2月28日(火)までにSTEP3までの手続きを行ってください。

STEP 1 マイナポイントを受け取る決済サービスを決める

STEP 2 マイナンバーカードを使って総務省マイナポイント申込サイトから申し込む ※1

| STEP 3 | ① 決済サービスで買い物またはチャージ ※2 | 最大5,000円分<br>(利用額の25%) |
|--------|------------------------|------------------------|
|        | ② 健康保険証としての利用申し込み      | 7,500円分                |
|        | ③ 公金受取口座の登録            | 7,500円分                |

※1 マイナンバーカードの読み取りに対応するスマートフォンや、カードリーダーとパソコンなどの機器が必要です。

※2 マイナポイント第1弾でポイントを受け取った人は対象外です。

### ■マイナポイント申込支援ブース

マイナポイントの申し込み手続きを支援します。時令和5年2月28日までの(月)~(土)8時30分~17時(システムメンテナンス日・閉庁日を除く) 所市役所1階市民ホール 持マイナンバーカード、利用者証明用パスワード(4桁)、申し込む決済サービス事業者指定の決済サービスIDとセキュリティコード、公金受取口座登録する金融機関の通帳またはキャッシュカード(③だけ)

※決済サービスによっては、マイナポイントの申し込み前に事前登録が必要です。事前登録は支援ブースではできません。

総務省  
マイナポイント事業  
ホームページ

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ